

福岡県医発第 890 号 (地)

平成16年8月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



地域医療支援病院について

(「医療法の一部を改正する法律の施行について」等の一部改正について)

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じ、別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成16年5月18日に公布及び適用された地域医療支援病院に係る開設者の範囲が緩和されたことを通知するものであり、併せて「医療法の一部を改正する法律の施行について」(平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知)の一部を改正し、紹介率の見直し等を行い、従来の紹介率の算定式に、新たに逆紹介率を加えた式を追加するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



日医発第 478 号（地 I 86）

平成 16 年 8 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄

地域医療支援病院について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より、各都道府県知事宛に地域医療支援病院に関する通知が発出されるとともに、本会に対してもその協力方依頼がありました。

本件は、まず、先般地域医療支援病院に係る開設者の範囲を緩和したことを通知するものです。①社会福祉法人、②労働者健康福祉機構（旧労働福祉事業団）の他、③エイズ治療の拠点病院ないし地域がん診療拠点病院であって保険医療機関ないし特定承認保険医療機関であり、かつ、地域医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者に広げております。

経済界より、株式会社立病院も地域医療支援病院の承認を受けられるようにすることが要望されていますが、医療の非営利原則を堅持するため、安易に開設者の範囲の緩和が行われないよう慎重を期しました。

次に、紹介率の見直し等を行い、従来の紹介率のみの算定式に、新たに逆紹介率を加えた式を追加いたしました。なお、逆紹介患者とは、地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者で診療情報提供料を算定したものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

追って、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏ることを防ぐため、地域医療支援病院内に設けられる委員会が監督する旨が盛り込まれております。委員会には、貴会や貴会管下郡市区医師会も参加しておられると思いますが、地域の医療連携を確保するべく適切な対応をお願いいたします。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法の一部を改正する法律の施行について」等の一部改正について（通知）

先般、平成 16 年厚生労働省告示第 226 号（厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者を定める件の一部を改正する件）が平成 16 年 5 月 18 日に公布及び適用され（別添参照）、地域医療支援病院に係る開設者の範囲が緩和されたところであるが、今般、併せて、「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）の一部を下記 1 のとおり改正し、地域医療支援病院の承認要件に係る紹介率等の見直しを行うこととした。それらの概要は下記 2 のとおりであるので、貴職におかれては、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 平成 10 年通知の一部改正について

平成 10 年通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正の概要

（1）開設主体の追加（告示改正関係）

平成 16 年厚生労働省告示第 226 号（厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者を定める件の一部を改正する件）が平成 16 年 5 月 18 日に公布され、同日適用されたことにより、地域医療支援病院の開設者として、次のものを加えたこと。

ア 社会福祉法（昭和 46 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

イ 独立行政法人 労働者健康福祉機構

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当し、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者

（ア）平成 5 年 7 月 28 日健医発第 825 号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院、又は平成 13 年 8 月 30 日健発第 865 号厚生労働省健康局長通知「地域がん診療拠点病院の整備について」による地域がん診療拠点病院であること。

(イ) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の指定、又は同法第86条第1項第1号の承認を受けていること。

(2) 紹介率の見直し等(通知改正関係)

ア 承認要件である「紹介外来制を原則としている」とは、これまで、紹介率が80%を上回っていること(紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。)を求める趣旨であるとしてきたが、このほか、次のいずれかを満たしている場合にも、「紹介外来制を原則としている」ものとして取り扱うこと。

(ア) 紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回ること

(イ) 紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回ること

$$\text{逆紹介率} = (\text{逆紹介患者の数(注1)} / \text{初診患者の数(注2)}) \times 100$$

(注1) 逆紹介患者の数とは、地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者で、診療情報提供料を算定したもの前年度の数

(注2) 紹介率の算定における「初診患者の数」の定義と同様

イ その他の改正事項は、次のとおりであること。

(ア) 紹介率の算定に当たっては、紹介率の算定式中にある「紹介患者の数」及び「救急患者の数」は、全て初診患者のみを対象とすることを明確化したこと。

なお、これに伴い、既に承認されている地域医療支援病院のうち改正後の承認要件を満たさなくなるものについては、ある程度の時間的余裕をもって新たな要件に適合するよう指導していくこととし、それまでの間は、従来通りの取り扱いとして差し支えないこと。

(イ) 紹介率又は逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、医療法(昭和23年法律第205号)第16条の2第7号及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の19第1項の規定に基づき当該地域医療支援病院内に設置される委員会において対応策を審議させ、この場合の対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、都道府県医療審議会で審議することとしたこと。

(ウ) 新たに地域医療支援病院の承認を行った場合には、厚生労働省あてに情報提供をお願いすることとしたこと。

○医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線は改正部分）

改正後	改正前
第2 地域医療支援病院に関する事項 2 承認手続 (2) 地域医療支援病院を開設することができる者は、新法第4条に規定する国、都道府県、市町村、特別医療法人のほか、公的医療機関（新法第7条の2第1項各号に掲げる者（都道府県、市町村及び次に掲げる者を除く。）医療法人（特別医療法人を除く。）民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、<u>社会福祉法（昭和46年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、又は次の 及び</u> <u>のいずれにも該当し、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者（平成5年7月28日健医発第825号厚生省保健医療局長通知「エイズ治療の拠点病院の整備について」によるエイズ治療の拠点病院又は平成13年8月30日健発第865号厚生労働省健康局長通知「地域がん診療拠点病院の整備について」による地域がん治療拠点病院であること、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の指定又は同法第86条第1項第1号の承認を受けていること）とされたこと。（厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示第105号））</u> 3 承認に当たっての留意事項 (1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係） 新法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、（中略）体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、	第2 地域医療支援病院に関する事項 2 承認手続 (2) 地域医療支援病院を開設することができる者は、新法第4条に規定する国、都道府県、市町村、特別医療法人のほか、公的医療機関（新法第7条の2第1項各号に掲げる者（都道府県、市町村及び次に掲げる者を除く。）医療法人（特別医療法人を除く。）民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人とされたこと。 （厚生大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示第105号）） 3 承認に当たっての留意事項 (1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係） 新法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、（中略）体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、

次のいずれかの場合に該当することを求める趣旨であること。

ア) 次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院紹介率」という。))が80%を上回っていること

地域医療支援病院紹介率 = ((紹介患者の数 + 救急患者の数) / 初診患者の数) × 100

イ) 地域医療支援病院紹介率が60%を上回り、かつ、次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院逆紹介率」という。))が30%を上回ること

地域医療支援病院逆紹介率 = (逆紹介患者の数 / 初診患者の数) × 100

ウ) 地域医療支援病院紹介率が40%を上回り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が60%を上回ること

前記の地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率の算定式において、「紹介患者の数」、「救急患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度の数を用いること。

「紹介患者の数」：開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。)

「救急患者の数」：緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数(初診の患者に限る。以下同じ。)

「初診患者の数」：初診患者の総数(当該地域医療支援病院が新法第30条の3に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した救急患者の数(初診の患者に限る。また、緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く。))を除く。)

次の式により算定した数(以下「地域医療支援病院紹介率」という。))が80%を上回っていることを求める趣旨であること。

地域医療支援病院紹介率 = ((紹介患者の数 + 救急患者の数) / 初診患者の数) × 100

前記式において、「紹介患者の数」、「救急患者の数」、「初診患者の数」とはそれぞれ次の値の申請を行う年度の前年度(平成10年度中の申請にあっては、申請前半年以内の任意の数か月(最低1か月間)の平均値を用いても差し支えない。))の数を用いること。

「紹介患者の数」：開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。)

「救急患者の数」：緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数

「初診患者の数」：初診患者の総数(当該地域医療支援病院が新法第30条の3に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した救急患者の数(緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く。))を除く。)

「逆紹介患者の数」：地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数

前記 において「初診患者」とは、診療報酬点数表において初診時基本診療料若しくは紹介患者初診時基本診療料又は初診料若しくは紹介患者初診料を算定することができる患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。

前記 において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。

前記 において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。

前記 のア) に関して、地域医療支援病院紹介率が60%以上であるがのイ) の要件に該当しない場合であっても、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる病院については、都道府県知事が地域の実状に応じて、具体的な年次計画の提出を求めた上で、承認して差し支えないこと。

なお、この場合において、承認後、2年間の年次計画が達成されない場合は、地域医療支援病院の承認の取消しを行うこととなるが、合理的な努力を行ったものと認められる場合には、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、1年に限り計画期間の延長を認めて差し支えないものであること。ただし、承認後3年を経過してなお年次計画が達成されない場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。

地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、新法第16条の2第7号及び新省令第9条の19第1項の規定に基づき当該地域医療支援病院内に

前記 において「初診患者」とは、診療報酬点数表において初診時基本診療料若しくは紹介患者初診時基本診療料又は初診料若しくは紹介患者初診料を算定することができる患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。

前記 において、紹介状には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならないものであること。

地域医療支援病院紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる病院については、都道府県知事が地域の実状に応じて、具体的な年次計画の提出を求めた上で、承認して差し支えないこと。

なお、この場合において、承認後、2年間の年次計画が達成されない場合は、地域医療支援病院の承認の取消しを行うこととなるが、合理的な努力を行ったものと認められる場合には、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聴いて、1年に限り計画期間の延長を認めて差し支えないものであること。ただし、承認後3年を経過してなお年次計画が達成されない場合においては、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと。

設置される委員会において対応策を審議させること。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、都道府県医療審議会で審議することとされたいこと。

(6) その他

～

— 新たに地域医療支援病院の承認を行った場合には、厚生労働省あて情報提供されたいこと。

(6) その他

～